

議事日程（第3号）

平成23年6月27日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 鳴原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	総務課長	仲江泰宏君
企画財政課長	菅野浩市郎君	町民税務課長	高橋良之君
会計管理者	佐藤修一君	保健福祉課長	佐藤真寿夫君
建設水道課長	沢井一雄君	産業課長	沢口進君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
こども教育課長	佐藤光正君	生涯学習課長	佐藤勝雄君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 鳴原利光君、4番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、これより、24日に引き続き一般質問を行います。

これより通告順に質問を許します。

9番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○9番（新関善三君） おはようございます。9番 新関善三です。

私は、先に通告してあります原発事故に伴う放射能対策と避難対策について質します。

2011年3月11日、午後2時46分、東日本大震災、それに続き大津波、そして、東京電力福島第一原発の事故が起きて早3か月以上が経過いたしました。今、福島県内の死亡者数、これは6月14日の通告前の人員でございますけれども、死亡者1,613人、行方不明者368人、これは川俣町の住民も含みます。重傷者84人、そして軽傷者は152人、住宅被害は全壊が1万5,334棟、半壊が2万3,464棟、一部破損が6万7,708棟と甚大な被害で、そして、原発事故の収束のめどはまだ立っておらず危険な状態が続き、放射能飛散に不安を抱かざるを得ない日の長期化は必至です。犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、また、被災、あるいは避難地区の一日も早い復興を願うものであります。原発周辺住民が着の身着のまま遠隔地での避難生活を余儀なくされているにとどまらず、福島県民すべてが様々な側面から深刻なダメージを受けております。福島第一原発事故は、日を追うごとに深刻さを増し、危機的な状況が続いております。1号機のメルトダウンをはじめ、2号、3号、4号機も原子力建屋の状況も的確な情報も乏しく、信頼性が欠けることが多い中で、原発から半径20キロ圏内が警戒区域として立ち入り禁止とされ、8万8,000人が避難を強制されている中で、当町の山木屋地区、あるいは飯舘村全域が計画避難地区として地区内外への移動が余儀なくされました。山木屋地区はたばこの産地として播種の準備も終わり、初芽も順調に推移し、さあ今年もがんばろうというこの矢先に、あるいは水稻におきまして、播種準備にとりかかった時期に種籾には罪がないのにと田植えをあきらめた農家の方々、そして、畑作、施設園芸もすべて栽培ができないこの心境、大事に育ててきた乳牛、和牛、豚、にわとり、明確な補償の裏付けがいまだに示されていない中での移動、処分が

なされなければならないこの心境はいかほどか。住み慣れた家も、そして土地も、思い出も、そして夢までも奪われようとしております。県北、県中の各学校では、放射能レベルが高く、楽しみにしていた遠足も運動会も中止、部活動も廊下で、エアコンもない教室で窓を閉め切って授業、始業の通達を出しながら、直ちに健康に被害がないと無責任に言い放った文部科学省や学者への生徒、親、教職員の心配が日増しに高まっております。これから長い年月、放射能にさらされて暮らしていかなければならない不安と恐怖、そして、将来の子どもたちに負の遺産を引き継がせるわけにはいきません。立ち止まっていることも、現実から逃げることも許されません。一日も早く安心してらせる社会に戻すことはもちろんですが、今後、なによりも被害を更に拡大させない未然に防ぐ、そのためには更に危機管理を国は強化していく、そのことが大切で、現場は刻一刻と被害状況が変わり、状況を的確に把握し、的確に被災地に対応することが欠けております。国、東電に強く発信することはもちろん、地域住民を守る役割を負う行政は危機意識を強化することから次の事項について質させていただきます。

まず、1点目は、当町の山木屋地区が計画避難地区として地区住民全員が避難を余儀なくされ、既に一時避難から昨日からは仮設住宅へ、また、公共住宅、親戚、借上住宅等に移動されております。まず、計画避難地域は、地元と官邸がまず話し合いを十分に煮詰め、地域を説得する手順により進められたわけですが、まず、国との話し合いはどのように進められてきたのかについて。

2点目は、地域再生のため、今、必要なことは何か。避難に伴う対策、あるいは地域パトロール体制の整備と注意事項。モニタリングによる線量の把握と箇所。除染対策の進め方。あるいは避難されている方々のケア対策はどう進められていくのか。これらの計画はあるのかどうか。あるいは避難箇所での生活の実態をどう把握し、どう対応されてきたか等々について質します。

3点目、子どもの放射能対策について。子どもたち、これは幼児も含めますけれども、健康に対する影響について、保護者の懸念が高まる中で、町では公共施設の線量については毎日計測されており、特に空間線量についても、各教室のモニタリング結果について公表し、安全対策に対応されておりますが、子どもたちの生活圏、あるいは行動に配慮したきめ細かなモニタリング調査の実測が必要であり、その取組みについて、具体的には通学路部分も含めますけれども、小さい1点目は、外壁、グラウンドの除染対策、方法と処理は、万全なのか。プールの対策と方針は、どのように進められているのか。また、(3)には、暑さ対策は、どのような方法で行うかについて。(4)は、これら諸問題につきましても、保護者の対応の窓口を設置されて、安心、安全の対応に万全を期すことはできないのかどうかについてお伺いします。

大きな4番ですが、東京電力福島発電所における事故調査・検証委員会の役割についてお伺いいたします。古川町長は、原発の恩恵に属しない市町村の代表として、また、川俣町民の代弁者として、被災者を代表されての委員としての検証委員にな

られたわけですが、その役割についてお伺いいたします。

(1)は、被災地を代表して検証すべき信念について、町長の信念を伺います。

(2)は、専門的分野の検証は、何を希望されるのか。

(3)は、恩恵を受けない町として、自信を持って町の検証についてプロジェクトチームを立ち上げ組織をして対応していくのかどうかについてお伺いします。

5点目は、原子力賠償法、国家賠償法の取組みについて。町の基本と現況について質させていただきます。以上、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。今日も一般質問に入りますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

大きな1番の原発事故に伴う放射線対策と避難対策について質、の第1点目であります。計画的避難区域について、国との話し合いはどのように進められたのかについてのご質問でございますが、山木屋地区の計画的避難区域の指定につきましては、国において平成23年4月10日の第22回原子力安全委員会において提出された空間線量率の測定結果及びその結果を用いて試算した積算線量の予測マップをもとに検討が行われた結果、山木屋字向出山地内が32.4ミリシーベルト、山木屋字大洪地区が25.4ミリシーベルトで、20ミリシーベルトを大きく上回っており、予測マップに示されているように、山木屋地区の大部分が20ミリシーベルトを上回っていると予測されたことから、政府から福山内閣官房副長官、松下経済産業副大臣、細野内閣総理大臣補佐官などが来町され、住民の方々の健康を守るためには区域外への避難が必要であるとの説明がありました。積算線量の試算にあたっては、3月12日の6時から4月5日の24時までの積算値で屋外滞在8時間、屋内滞在16時間における木造家屋の低減効果を考慮して積算されております。その後、町では山木屋地区の皆様へ直接政府から説明してくれるよう要請し、4月16日に福山官房副長官、松下経済産業副大臣、平野内閣副大臣が来町され、山木屋公民館において、福山内閣官房副長官より山木屋地区の方々を対象に説明会が開催されました。山木屋地区の計画的避難区域の設定にあたっては、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、平成23年4月22日付け原子力災害対策本部長名で、「川俣町の山木屋地区の区域内の居住者等は、原則として概ね1か月程度の間順次当該区域外へ避難のため立退きを行うこと。」との指示でありました。福山内閣官房副長官からは、国が責任をもって対応するとの説明がありましたので、国の責任において計画的避難を行うためには、各分野ごと国の職員の配置を求めてまいりましたが、その結果、避難指示が行われた4月22日、山木屋地区の計画的避難対応のために、川俣町現地政府対策室が設置されたところでございます。その後、計画的避難について各行政区ごとの説明会を開催しながら、一時避難を行いながら仮設住宅の完成を待っておりましたが、昨日6月26日、農村広場の仮設住宅へ山木屋地区から154世帯、364名の方々が入居することとなり、関係者の

方々のご臨席のもと、入所式を行ってまいったところでございます。

次に、第2点目の避難に伴う対策は、についてのご質問でございますが、町では、災害対策本部の中に、原子力対策事務局を兼務ではありますが7名を配置し、現地政府対策室との綿密な情報交換を行いながら、住民説明会や行政区長会議を開催するとともに、各行政区ごとの説明会や妊婦や乳幼児を対象とした説明会を開催しながら町営住宅や借上げ住宅への入居、一時避難所を経て、仮設住宅への入居説明会を経て、仮設住宅への入居等を進めてまいりました。入居にあたりましては、毛布などの支援物資や家電セット、日用品セットの配布を行い、避難された方々が日常生活において不便を来さないよう、対応してまいっているところでございます。

次に、②の地域パトロール体制の整備と注意事項についてのご質問でございますが、山木屋地区の計画的避難区域指示に伴う避難後の課題の1つに、地区の安全確保という課題がございました。このため、町では、避難後における地域の安全、安心を確保する観点から県の緊急雇用創出基金事業を活用し、6月13日に山木屋地区地域安全パトロール隊を結成したところでございます。パトロール隊員は、地区の方々60名を町臨時職員として雇用し、16日からパトロール業務を開始しております。パトロールの体制は隊員60名を15班に編成し、1班を4人として3つの班を1チームとし、3交代により午前8時30分から午後8時30分までの間、パトロール業務に当たっております。業務にあたっての注意事項につきましては、特に隊員の健康管理と安全の確保が重要となります。

1つ目は、放射線量の管理でございます。これは、最も慎重に、なおかつ厳重に管理しなければならない事項でございます。パトロール車両1台につき線量計1台を備え付け、放射線量管理を行うとともに、1日のパトロール時間は4時間以内、かつ1週間で3.5日以内との基準を定め、年間20ミリシーベルトを超えないよう管理をいたしております。更には、隊員全員がフィルムバッチ（累積線量計）を携行し、24時間の線量管理を行うこととしてございます。

2つ目は、交通事故等の防止対策であります。車両を利用する業務となりますので、交通事故等には十分留意するよう交通ルール遵守について、改めて注意喚起を万全に行っております。

3つ目は、緊急時の対応でございます。パトロールは、緊急事態発生時以外は原則車両内からの目視とし、重点区域として別途支持を受けた場合に限り、各戸ごと見回りを行うこととしてございます。その際も必ず2人以上1組で見回ることとし、単独での行動は絶対行わないこととしております。また、不審者又は不審車両を発見した場合は、自分たちで取り押さえようとはせずに、身体的特徴、車両ナンバー、発見場所等を警察、そして、町事務局へ通報することとしてございます。これらの事項に十分注意しながら、地域の安心、安全に努めるとともに、避難されている地区の皆様への安心にもつなげてまいる所存でございます。

次に、第2点目の③、モニタリングによる放射線量の把握と箇所は、についてのご質問でございますが、本町では、町が独自に3月下旬から環境放射線測定を行っ

ておりますが、4月5日からは毎日山木屋水境、小網木公民館、大網木公民館等、山木屋地区から福田地区まで全町的に25か所の環境放射線量モニタリング調査を行っております。また、ピンポイント測定といたしまして、多くの人が集まる道の駅、町体育館、農村広場等19か所の環境放射線量モニタリング調査を行っております。測定結果につきましては、毎週金曜日発行の「災害対策本部からのお知らせ」に掲載するとともに、毎日、町ホームページ及び携帯サイトにおいて公表をしているところでございます。今後は19か所の測定ポイントを増やすなど、臨機応変な対応を図り、住民の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、④、除染対策の進め方、方法は、についてのご質問でございますが、はじめに、生活環境につきましては、これまでの環境放射線量モニタリング調査を継続し、県が7月中にも示すとされております側溝の汚泥処理法や除草の指針に基づき、放射線量が高い場所の除染に取り組んでまいりたいと考えております。また、農地につきましては、現在、国において原発事故により放出された放射性物質による環境影響の問題に対応し、機動的に調査研究、技術開発を行うこととし、その対策基盤の確立を目指し、対策に不可欠な放射性物質の除去に関する調査研究、技術開発を行い、その基盤を確立し、これに引き続き関係省庁による継続的な対策を行いながら、農業土壌等における放射性物質除去技術の開発を行うため、現場ほ場等における実証試験を行うこととしております。町では復興計画に基本構想を策定し、総理大臣や農林水産大臣に対し、原子力災害の対応に関する要望書を提出してまいったところでございます。更に5月28日と6月15日、農林水産大臣に「原子力災害の対応に関する要望書」を提出してまいったところでございます。5月28日の要望では、農地土壌除染技術開発等を山木屋地区において、現地実証試験を実施すること、再生・復興に向けた土壌改良等の取り組み支援として、原子力災害被災地の再生・復興モデルとして山木屋地区を位置づけたうえで、農地等土壌除染の早期実施と営農再開、地域復興に向けた支援を行うよう申し上げてまいったところでございます。また、6月15日の要望では、山木屋地区における農地等土壌除染にかかる現地実証試験の速やかな着手についてと農地等土壌除染にかかる現地実証試験の結果を踏まえた除染対策の速やかな実施について申し上げてまいったところでございます。国では町の要望を受け、国家プロジェクトとして取り組むこととし、実施のため6月21日、技術者が来庁し、現地で基本的な打ち合わせを行ないました。6月29日には、山木屋地区の水田及び畑において、土壌浄化作物として有望と考えられるケナフ、キアノ、アマランサスの現地栽培試験を行う予定となっております。

次に、⑤の避難されている方々のケア対策の計画は明示されているのかとのご質問でございますが、国から4月22日に山木屋地区が計画的避難区域の指定を受け、町では指定から1か月後の5月22日を基準日とし、一次避難、二次避難とそれぞれの避難先の希望に十分配慮を行いまして、山木屋地区の住民の皆さんに避難をお願いしてきたところでございます。質問にございます避難されている方々のケア対

策につきましては、避難先への移動に合わせまして、一次避難先である温泉旅館等へ避難された方のケア対策として、町の保健師による健康相談の実施、介護予防対策として体操教室の実施、娯楽教室として福島落語の会による落語会などを実施してまいりました。また、定期的に職員が避難先を訪問し、避難されている方々に直接お会いし、要望事項などをお聞きし、連絡調整を実施してきたところでございます。昨日から農村広場に完成しました仮設住宅への入居が始まりましたが、高齢者の皆さんが多く入居されることもあり、そのケア対策を早急に計画的に実施していく必要があると考えております。このため、町といたしましては、仮設住宅内の住民を対象とする新たな自治組織を設立していただき、今後の各種事業展開の窓口としてケア対策を計画的に実施してまいりたいと考えております。具体的には介護予防対策の一環として運動教室、栄養教室、いきいきサロンなどを町の事業として実施してまいる考えであります。また、町社会福祉協議会では、閉じこもり対策として傾聴ボランティアの派遣などを実施いたします。更に、老人クラブでは卓球教室を開催するなど、仮設住宅内の自治組織と総合的に協調連携しながら避難者のケア対策を実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、⑥の避難箇所での生活の実態は、把握しているのかとのご質問でございますが、特に温泉旅館等へ避難された方につきましては、従前と大きく異なる生活のリズム、運動量、栄養状態などの実態がございますので、そうした点を十分把握し、ケア対策を講じてきたところでございます。

次に、大きな1番目の第4点目、原発事故調査・検証委員会における町長の委員としての役割についての①、被災地を代表して信念を持って検証すべきことはなにかについてのご質問でございますが、はじめに、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証を国民の目線に立って開かれた中立的な立場から多角的に行い、前もって当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を行うことを目的として、平成23年5月24日の閣議により決定されたものでございます。検証委員会の構成は次の4点からなっておりまして、1点目、検証委員会の構成員は、学識経験者等の中から内閣総理大臣が指名する。2点目、内閣総理大臣は、構成員の中から検証委員会の委員長を指名する。3点目、検証委員会に対し専門的、技術的事項について助言を得るため、委員長の指名により技術顧問を置くことができる。4点目、検証委員会は必要に応じ、内閣総理大臣をはじめとする関係大臣、関係行政機関の職員、関係事業者の役職員、原子力に関する国際機関の職員、その他の関係者の出席を求めるとされております。また、関係大臣等の責務として、1点目、関係大臣及び関係行政機関の職員は、検証委員会の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、検証委員会からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。2点目、関係大臣は、検証委員会から関係事業者を対象とする実地調査の受入れ、資料提出及び説明・聴取等の

要請があった場合には、法令に定められた権限に基づき、これに応じるよう事業者に対し指示を行うものとしてされております。第1回目の委員会は、6月7日に開催され、原因究明や事故の拡大を防げなかった初動対応の検証作業の中で、事故の背景から原因、被害拡大の状況や初動対応など包括的に調査を進めていくこととなっております。町では、原発事故発生直後の3月12日早朝、双葉町長からの緊急避難受入れ要請があり、町内に発生した地震被害への対応にも迫られる緊迫した状況の中、6,000名を超す多くの避難者を受け入れ、電気もつかず、ガソリンも灯油もない、食料も不足し電話も混雑する中、町民の皆様の各分野からのボランティア活動と町内外の多くの個人、企業、団体からの物心両面にわたるご支援をいただきながら、赤ちゃんからお年寄りまでいる避難者の方々の食事をはじめ、生活支援全般に追われてまいりましたが、今度は我が町の一部、山木屋地区が放射能汚染による健康被害を防止するため、計画的避難区域に指定され、自らの避難計画、避難対策に当たってきたことについて、これまでの経験や現場の声を正しく伝え、成果につなげなければならないと考えております。第1回目は、安全規制の制度や事故原因の技術的問題点などを検討する4つの委員会を設置し、調査を進めることになりました。被災地の代表としては、県民の代表として現場で起きたこと、避難の実態をありのままに伝えていくことが私の使命であると考えております。また、今回の事故は天災、人災などと言われておりますが、社会的、組織的な問題もあるものと考えております。これまでの避難計画が役に立たなかったという現状も見逃ごすことにはできません。原発立地町でもなく、40キロも離れた我が町が放射能に汚染されるという原発事故の恐ろしい実態を訴え、再発防止のためには今までにない視点を持たなければならず、避難者が安心して戻れるように、県民が安全に生活できるように、力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、同じく第4点目の専門的分野の検証は何を希望されるのかについてのご質問でございますが、原子炉の構造や老朽化による廃炉の問題、原子炉内の水の極めて大きな役割と核分裂をコントロールして安全にエネルギーを取り出す確固たる技術が確立されているかどうかの問題、使用済み核燃料を安全に処理する方法が確立されていない問題、また、国民に対し、速やかに必要な情報を開示する行政システムの確立や経済産業省から原子力安全保安院を分離するなどの推進する側と規制する側の明確な分離による国際的にも信頼される原子力安全行政の抜本的見直しの必要性などがございます。また、私としては、避難にかかる方についての専門的な分野の方について、これまでの経験でも踏まえた中で、訴えをしてまいりたいと考えております。

次に、同じく第4点目の③、町の検証プロジェクトチームは組織されるのかについてのご質問でございますが、原子力政策は国策として進められてきたことであり、原子力発電所の事故調査・検証にあたっては、今般、政府として設置された事故調査・検証委員会において行うべきであると考えております。

次に、大きな1番目の第5点目、原子力賠償法、国家賠償法の取組みについて伺

うについてのご質問でございますが、原子力損害が生じた場合につきましては、原子力損害の賠償に関する法律と原子力損害賠償補償契約に関する法律の2つの法律により定められております。原子力損害の賠償に関する法律は、原子炉の運転等により、原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、被害者の保護を図り、原子力事業の健全な発達に資することを目的とするとして、原子力損害が生じたことにより、被害を被ったものの救済をするための法律でございます。また、原子力損害賠償補償契約に関する法律は、政府が原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償責任が発生した場合に、責任保険契約その他の原子力損害を賠償する措置によっては埋めることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付する原子力損害賠償補償契約を締結することができるものとされております。原発事故に伴う損害賠償につきましては、本町では、東京電力及び国に対し、いまだ原子炉の安定が図られず、収束の兆しが見えない状況の中で、実害、風評被害等により、地域経済はもとより、社会全体が極めて深刻な状況であることを訴えるとともに、原子力災害の早期収束に向け万全を期することや実害、風評被害等を受けた農林業、商工業者などに全面的な補償を行うことなどについて、誠意ある対応を強く要請したところでございます。今後につきましても、被害者の迅速な救済のため、事故が収束せず、被害総額が確定しない段階でも、損害賠償金の暫定的な支払いを大至急行うことを強く要請していきたいと考えております。また、国家賠償法の場合につきましては、第1条で、国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずると規定されております。また、第5条には、他の法律の適用について規定されており、損害賠償に関する別段の定めがあれば、その規定が特別法として優先されることとなっておりますので、この度の原子力災害による損害賠償は、原子力損害の賠償に関する法律が適用されるものと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 神田教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、第3番目のご質問、乳幼児を含む子ども達の健康に対する影響は、の中の①番目、学校の外壁、グラウンドの除染対策、方法と処理は万全かについてご答弁申し上げます。

当町におきましては、原発事故発生後の4月5日以降、町内の幼稚園、保育園並びに小中学校の園庭や校庭の放射線量の測定を行い、その結果を公表しているところでございます。測定開始時点におきましては、山木屋地区をはじめ、各学校の放射線量はやや高い数値を示しておりましたが、現在は山木屋地区を除き1.4マイクロシーベルトから0.9マイクロシーベルトと、若干低下の傾向を示す状況にございます。富田小学校におきましては、去る4月29日に校庭の表土除去を試験的に実施しましたが、作業前に1.41マイクロシーベルトであった線量が、表土を1センチ除去した結果、0.42マイクロシーベルトと、約3分の1まで低下いた

しました。この値は、現在でもほぼ変わらない状況にありますので、本町におけるすべての教育施設等グラウンドの表土を除去することといたしまして、先の臨時議会におきまして予算の承認をいただいたところでございます。また、教室内の放射線量につきましては、5月12日から測定を開始いたし、変化を記録してまいりましたが、その結果、教室の窓を閉め切った状態と開放した状態とを比較いたしましても、放射線量に大幅な変化はないことが分かりました。なお、ベランダ等における測定結果は、室内と比較いたしましてやや高くなることが分かりましたので、校舎や園舎の外壁洗浄作業もグラウンドの表土処理と併せて実施することといたしたものでございます。グラウンドの表土除去作業と壁面の洗浄作業の方法といたしましては、まず、校舎の壁面や窓ガラス、ベランダ、犬走りなどを高圧洗浄機で洗い流した後に、水切りをいたします。その後、グラウンドの表土除去作業を行いまして、校舎周辺の遊具のその設置場所並びに花壇の表土を除去し、最後に側溝の洗浄作業を行い、放射線量の低減を図ることといたしております。グラウンドの表土を除去した土や側溝の土砂等の処理につきましては、グラウンドの一角に約1.5メートルの穴を掘りまして、軟質塩化ビニール製の遮水シートで汚染土壌をくるみまして、50センチの土を上にかぶせ、放射線を封じ込める作業を行うことといたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2番目のご質問、プール対策と方針について、でございますが、先に6番斎藤博美議員のご質問にもお答えいたしました。プール対策につきましては、5月に開催されました定例教育委員会におきましてもこの問題が協議され、川俣町教育委員会といたしましては、プール開設に伴う使用安全基準を早急に示すよう、文部科学大臣並びに県教育委員会に要望書を提出したところでございます。しかしながら、国や県からのプール使用に伴う安全基準が示されなかったことから、教育委員会といたしましては、独自に町内の公立学校のプール使用が可能かどうかについて鋭意調査研究をしてきた結果、山木屋地区を除く小中学校のプール使用は可能であるとの結論に達し、去る5月25日に各学校に通知したところであります。なお、川俣南小学校を除く各小中学校におきましては、5月27日に発表されました文部科学大臣の記者会見の中で、子どもが学校生活の中で1年間に受ける放射線量は、1ミリシーベルト以下を目指すことが望ましいとの発表がございましたので、現在、再調査中でありまして、プールの使用を控えるよう各学校に通知したところであります。したがって、各学校のプールの環境整備が整った段階で使用するかどうかの判断をいたす方針でございます。また、保育園及び幼稚園につきましては、本年度小学政等のプールを利用した活動は行わないよう通知し、簡易プール等での水遊び等につきましては、条件を付けて実施することは可能であると通知したところでございます。

次に、3番目のご質問、暑さ対策はどのような方法を考えているのかについて、ご答弁申し上げます。教育委員会といたしましては、5月12日から小中学校、幼稚園等におきまして、窓を閉め切った教室での放射線量と、窓を開放した状態で

の放射線量等の測定を実施し、窓の開閉に伴う放射線量に大きな変化が認められなかったことから、先のご質問でご答弁いたしましたとおりでございます。この結果につきましては、近畿大学原子力研究所にデータを送り判断を求めたところ、本町における空気中に漂う放射線は、現在ほとんど存在していないので、窓を開けて授業を行うことには、何ら健康上問題がないとの回答がございました。その後、県教育委員会でも窓を開放することによる健康への影響はないとの見解が示されたところから、例年どおり窓を開放し授業を行うよう、各学校長、園長に暑さ対策等について通知したところでございます。また、この度株式会社東芝さんから川俣精機を通して、事業拠点である川俣町の小中学校6校に対し、各教室に扇風機、図書室や視聴覚室にエアコン設置の寄贈の申し出がございましたので、早速設置することといたし、現在、その準備を進めているところでございます。これら扇風機やエアコンを十二分に活用し、児童生徒が暑さに負けずしっかりと学習活動に取り組めるよう、暑さ対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

4点目のご質問、保護者対応の窓口を設置し、安心、安全な対応に万全を期することはできないのかについてご答弁を申し上げます。この度の原子力発電所事故に伴い、子どもたちへの放射能汚染の問題が深刻化し、保護者におきましても非常に不安を抱いていることは周知のとおりでございます。これらの不安に対応するため、教育委員会といたしましては、山木屋地区の計画的避難区域設定の情報を受け、いち早く避難の必要性和町の取組みを保護者に対し説明いたし、理解のうえ、ご理解をいただき、町内の各小学校並びに幼稚園に避難させ、また、子どもの宿泊生活全般について積極的に対応をまいりました。放射能汚染の問題は、文部科学省及び県からの安全基準や健康被害を及ぼす値と予想される放射線量の基準値等が明確に示されなかったため、その後、ようやく4月に入りまして、年間被曝量の限度が20ミリシーベルトであると国がその基準を発表したところであります。その後5月末になりまして、学校生活における年間の放射線積算量を1ミリシーベルト以下になるよう努力義務が課せられるなど、国が示した基準の信頼性をめぐって、保護者の放射能に対する不信と不安を助長して今日に至っているものと推察をいたしております。町教育委員会といたしましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、児童生徒の学校生活上の生命と健康を守るうえでの安全策を講じるとともに、学習権の確保に向け、各小中学校、幼稚園等の教育施設に係る放射線量の測定をきめ細かに行い、公表してまいりました。また、保護者に対し、児童生徒を放射能からしっかりと身を守るという視点から、震災及び原子力発電所の事故後の3月30日以降、教育委員会としての放射線等への取り組み状況をはじめ、測定値の結果等につきまして、適宜各保護者に対し、各学校長通し広報に努めてまいったところであります。したがって、現在は、児童生徒の保護者に対する対応は学校を窓口とし、校長はじめ養護教諭及び学級担任が適切に対応いたしておるものと考えております。なお、保護者に対する放射線量に関する問い合わせや相談につきましては、保護者向けの教育委員会通知の中にも明記してございますように、教育委員会が窓口とな

っており、今後とも学校と家庭及び教育委員会がしっかりと連携を図り、保護者の不安の解消に努めてまいる考えであります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 非常に質問の項目が長かったために、回答の方も長くて本当に信念を突いた議論がなされないことが残念であるわけですが、とにかく計画的避難に指定されたということは、放射能というのは目に見えない恐怖、そして、見えないことを理由に先延ばしされることもいっぱいあるわけなんですけど、これら計画的避難になるまでに4月11日は、計器の設定の言及が政府からあった。あるいは22日には、政府の指示により山木屋地区が計画避難地区に設定されたというようなことの通達があったわけですが、その間、町長は政府官僚といろいろとやりとりの経過があるわけですが、あくまでも地域住民が年間20ミリシーベルト以上になるというふうな山木屋地区が全部なるかと言いますと、今やっているモニタリングの範囲内では、それを下回っている基準のところがあるわけですが、更に今度は、伊達方部の方もここから直接関連しますのは、伊達市の一部地区もホットスポットということで計画避難のうんぬんということで現在、騒がれておるわけですが、あくまでもこういった官僚とのやりとりの中では、町長は住民の健康のみを優先した、そのことだけの交渉内容であったのかどうか。これから地域をどういうふうに再生するのか、そのために川俣町は川俣町として独自にこれだけは飯舘と違う、あるいは強制的な避難地区と違う、川俣町はここだけはいくら政府が言おうと、県が言おうと絶対認めるわけにはいかないというふうな項目があったのか。密約、あるいはその他に密約等は生じていないのかどうか、あからさまにしていきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたしますが、まあ密約等についてはございませんが、議員お質しのとおり、線量はそれぞれ違っております。年間20ミリシーベルトを超すところとそうでないところも山木屋地内にもございます。ホットスポットと言われておりますけれども、これは何と言ったらいのか、低いところのスポットですね、スポット的にあるわけでありまして、しかし、そういったことが地区の中に点在するとは言いながらも、健康を守るためということが1点と、しかし、健康リスクと生活リスクも含めたその避難にあたっての議論は何回となくしてまいりました。生活の場を離れ、仕事も奪われ、場がなくなるわけがありますから、そういったことについては、健康リスクが一番大事なわけなんですけれども、生活リスクが重なることによって健康リスクを上回るほどで、かえって健康リスクに影響を与えるというようなこともあるんじゃないかと、そんなことも含めて議論を重ねてきたわけですが、直接的には国からまだ来て直接住民の皆さんに説明をしてほしいというようなことを申し上げ、16日でありますけれども、国の方からも来ていろいろと住民の皆さん方の意見を聞いてもらいました。ばらばらに地区の皆さん方がなってしまうことの懸念、そしてまた、本当に健

康を守るためには、どのような避難の形がいいのかということも含めていろいろとこの間やってきて現在の形があるわけがございますので、地区の皆さん方とは本当に何回となく何回も何回も個別に行政区に入りながらのお話し合いを申し上げてきましたし、いろいろと詰めてきた経緯がございますので、何を言っても今回の避難については、地域の皆さん方の健康優先ということをやっぱり命と健康を守ることが私としては一番大きな責任であるという思いで、今回の対応に当たってきたところでございます。今、計画避難にもなってきたわけでありますので、今度、前の議員の皆さんにも答弁申し上げましたが、メッシュ要求と言いますか、この放射線量の分布状況については、もっと細かく調査をしながら、今度は、問題は原子力発電所の収束が一番の問題でありますけれども、しかし、帰れる、戻れる環境のためにも、これからのいろんな面で土壌調査も含め、この線量の調査も含めてやっていかなくちやならないと、そのように思っているところでございます。

以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） なぜこのことにふれたかと言いますと、今まで幹事長が来た、あるいは官房長官が来た、あるいは福山長官が来たというふうな報道の中にあっても、町長1人で対面、対応をして経過してきたわけですね。やっぱりそういったことはもっとオープンにして、だれしも分かるような目に見える対応であれば、こういった質問は出なかったわけでございますけれども、そういった経過から安易に心配して一言だけ付け加えさせていただきました。

それと、このモニタリングの方法ですが、前段でも前回の質問の中にも川俣町は、国、あるいは県の方針から言いますと、2キロメッシュでモニタリングするというようなことございまして、それを鵜呑みにしては、当然、川俣の地形的、地域的、あるいは物理的にも川俣町は一種異なっております。こういったことを本当に住民のためにモニタリングをやって、一日も早い復興を望むのであれば、もっと集落単位、あるいは集落の中でも田んぼの面積、どこがどういうふうに分布しているかということは、国の役人、あるいは県の役人が来ても字番地までは絶対分かっていないわけです。そういったことから言いますと、やっぱりこのことは、川俣町がやはり特性に合わせたもっと細かに身近に、そして、線量の低い、高いで判断をする時期が来ると思うわけでございますけれども、そういったことを是非実施をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番、新関善三議員の質問に答弁いたします。

これも前の議員に答弁申し上げておりますけれども、まあ2キロというところかなり大きな区分けになりますが、農地等、山林等にしてみれば、そのようなこともあるのかなと思っておりますけれども、川俣町のこういった地形等も考えますと、もっと狭まった中での1キロなり500ではあれですが、そういったことについても必要な場所もあるものと思っておりますので、今後の調査について、それも含めながら

要望の中に入れていきたいと考えております。

また、先ほどの質問でございませうけれども、多くの政府関係の皆さん方、そしてまた、与野党問わず行ってきていただいておりますけれども、私が言っていることは、川俣町は一部避難区域でありまして、忘れられては困るということなんです。原発地域ではありません。多くの目は全部よそに行っているわけです。川俣だって避難区域でありますし、多くの避難を受け入れて、本当に町民の皆さん方が忙しい中、やってくれていたわけでありまして。そういった状況を忘れられては困るんですよ、そういうことを言って国には訴えてきております。そうでないと、川俣は忘れられてしまって名前も出てこない。川俣は避難しているんだけど、あるいは多く受け入れたんだけどということで、どうだったんだと言われることのないようにするためには、私は声を大きくして川俣町にも必ず寄ってもらって、いろんな場で話を聞いていただきたいというようなことでやってきましたので、私が関係者だけでお会いしたときもありますし、また、それぞれ関係の農業関係者やなんかも一緒にお会いしたときもございませうし、議会の皆さん方にも説明いただいたときもございませうが、それぞれ会を設けながらやってき、また、議長ともども要望活動も行ったたりして、また、関連する飯舘村とも一緒にやってきたりしているところもございませうが、質問にありますように、そういったことについては、これからももちろんオープンであります。目に見えるような姿勢でやりながら取組んでまいりますので、ひとつご理解のほどお願い申し上げます。

○議会事務局長（高橋清美君） 残りあと4分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういった細々とした川俣独自の提唱をしながら、それに合った地図に線量マップを早急に作る必要だと思いますので、是非やっていただきたい。

それともう1つは、この項で強調したいのは、今、川俣避難地域の皆様方とともに、住民の方々が一番必要としているのは、線量計がほしいということは、だれしものが開口一番に言うわけでして、それだけ目に見えない放射能の恐怖にさらされているということを対策本部、あるいは行政当局でも認識をしていただきたい。これらの線量計、ほかの町村、該当市町村から比べますと、川俣は非常に少ない、数がない、あるいはモニタリングの場所も定期的にやっている箇所も本当に公共施設きりしかやっていない、一般家庭のそれぞれ隅々まで行き届くような調査をして、安心、安全を地域の皆様方にさせていただくためには、是非線量計というものを早急に準備し、これ何回も何回も言っているわけですが、いまだに実現されていないということは、どこに欠陥があるのか。これも強くこの場を借りましてお願いして、是非揃えられるのか揃えないのか、いつまでできるのかの回答だけはいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で線量計の関係でございませうが、確かに先日もご答弁申し上げましたとおり、町の方で所有というか、国の方から来

たものも含めては大して多くの数はございませんでしたので、国の方に要望するとともに、今後の補正予算の中でもまた予算化も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） いいですか、こういった町民が必要として、今すぐにも必要なものを検討して要望すると、今まで何をやってたの。3月11日に発生しているんですよ、この大震災は。危機感に燃えてないんじゃないですか、地域住民のために。危機感に燃えるからこそ、住民の要望に的確に応えるのが行政の役割になると私は思うわけですが、是非ひとつ検討じゃない、いつまでやるか、すぐにでも用意してもらいたい。まず、そういったことを強く申し上げておきたい。

次に、教育問題でございますけれども、非常に放射能の不安にかりたたれまして、川俣からも幼児が地区外に転出だ、あるいは小学生がほかの地区の県外に行っですすね学校に通っている。そういったデータのものは、教育委員会ではどういうふうにつかんでいるのか、それらの対策を適切にしているのかどうかということ等について、まず、お答えをいただきたい。今現在、何人が町外に出ているのか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 新関議員のご質問に答弁申し上げます。

6月1日現在でございますが、県外に行っている小学生が29名ございます。中学生が3名、県外の方に転出しております。この転出先は、すべて学校名が把握されておりますので、学校の方と連絡をとり、対応を図っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で新関議員の一般質問を終結いたします。終わりです。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。

（午前11時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 11番議員 三浦浩一君の登壇を求めます。三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 11番 三浦でございます。質問に先立ちまして、3月11日の大震災に遭われた多くの方々に心より哀悼の意を表し、お見舞いを申し上げます。また、震災復旧に当たる自衛隊、警察官等関係者の先の見えない労務に感謝を申し上げます。

それでは、通告をしておりました2点について、町の姿勢を質したいと思います。

1番、原発事故について。①、川俣では、ホットスポットは存在するのか。6月4日付の新聞によれば、高放射線量値を公表せずの見出しに唾然としたものでござ

いました。公表値には、常に疑問符をもって挑むべきであると思います。

②番、除染対策の徹底について。道路汚染から町民を守る手だてでは、例えば自衛隊車両の水洗浄とか、風圧洗浄とかいった具体策はあるのかを伺います。

③番、被災地の代表として委員に就任した古川町長の原発感について伺いをいたします。我が国の行政サイドは、原発路線を堅持の方向であります。一方、国外では、イタリアのように反原発圧勝という中、町長自身の原発に対する姿勢をお伺いいたしたいと思います。

2番、川俣精錬跡地の活用、福祉センターの使用禁止に伴い、公共の集会所等施設が減ったことで、町民ニーズは一挙に高まったように思います。早急に使える施設は使っていくべきであろうと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 11番 三浦浩一議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目、原発事故についての(1)、川俣町にはホットスポットは存在するのにかについてのご質問でございますが、13番 石河清議員に答弁いたしましたとおり、福島第一原発事故の避難区域外で、年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超える可能性が高いホットスポットにつきましても、山木屋地区を除いて、現在の測定ポイントにはございません。しかし、これからも25か所の環境放射線量モニタリング調査を継続実施するとともに、現在19か所のピンポイント測定箇所を更に増やすなど臨機応変な対応を図り、ホットスポットの現状把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の自衛隊車両洗浄など、道路汚染から民を守る具体策はあるのかについてのご質問でございますが、原発周辺の制限区域で多量の放射能を浴びた車両や人が除染しないまま地域に出入りするという事は、安全なはずの地域に放射能を持ち込み、地域の住民や大切な家族にまで被ばくを広げてしまう危険な行為であると考えます。そのため、既に報道で紹介されておりますとおり、原発から20キロメートル離れたJビレッジでは、20キロメートルの区切りを越えて移動しなければならない車両や人員、機材には、制限区域で付着した放射能を外部に持ち出さないよう、巨大な仮設鉄骨造りでトラックの屋根まで洗える高圧洗車機と、これらに給水と洗浄後の汚染水を溜めるタンク群で構成されている除染施設が設営されております。自衛隊の車両についてもここで除染し、帰還することとなっておりますので、自衛隊の車両による道路の汚染はないものと考えております。

次に、(3)の町長自身の原発に対する姿勢はとのご質問でございますが、原発に対する私自身の考えは、13番 石河清議員に答弁いたしましたとおりでございますが、原発依存体質から逃れられない状況が心配であるとともに、福島県内の問題として、この福島第一原発事故の問題を矮小化してほしくないと考えております。また、この原発事故については、東電だけでなく、国が責任を持って原発問題に取り組むよう、国に求めていると考えております。加えて高レベル放射性廃棄物の処分方

法が決まらないのに、原発の運転を国や電力会社に任せることはあり得ないことでありますし、原発のあり方について、深く検討しなければならない時期が来たと考えております。既に、私たちは、このために多くの犠牲を払ってきました。原発立地町でもなく、40キロも離れた我が町の住民が、過酷な避難生活を強いられた放射能の恐ろしさを実感させられた原発事故被災町として、脱原発、原発への依存から脱却し、新たな枠組みづくりと生活のあり方を考えることから、太陽光などの再生可能エネルギー、地熱、天然ガスの利用拡大等エネルギー政策をとらえ、大きく転換していくべきと考えております。

次に、第2点目の川俣精錬跡地の活用を、の福祉センターの使用禁止に伴い、公共の集会所等の施設が減ったことで、町民ニーズは一気に高まった、早急に使うべきではないかとのご質問でございますが、川俣精錬跡地の活用につきましては、関係機関に問い合わせを行っているところでございますが、状況は変わっていない状況でございます。町といたしましては、現在のところ見守るほかなく、跡地の活用につきましても同じ状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 11番 三浦です。6月4日付のこの新聞ですけれども、高放射線量値公表せずとあります。これには、114号と349号の交差点で採取した雑草から相当量123万ベクレルの放射能ヨウ素が検出されたと聞いております。これについて、その後、この値はどういうふうに変化したのか、それを伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

新聞に報道されましたけれども、それで、またテレビですか、FTVの方も報道がされまして、私の方も県を確認するなり、FTVの方も直接確認しましたが、その中身につきましては、当初原子力発電所で事故があって、そういった放射線が放出された後の状況で、その値が高かったものについてはヨウ素でございます。ヨウ素につきましては、まあ一般的に8日で半減、その後二乗倍・倍・・・で半減ということになっておりまして、その後の状況については、例えば一番近くの状況で南幼稚園がございますけれども、これはあくまでも1メートルの空間線量、生活空間線量の話でございますが、特に3.8を超える状況ではなくて、最近でも1.32～1.30の値でもって推移しておりまして、おおむね横ばいか減少傾向にあるというふうな見方をしております。その後、現在残っているのはセシウムというんですか、セシウムの134、137で、134は2年が半減期、137が30年と言われておりますので、134につきましては、1年ぐらい過ぎれば半減ということなので、若干値は減ると思っておりますけれども、137については残っているということでございます。この生活空間線量が1.3台の数字につきましては、そんなに急激には減らないと思っておりますけれども、国が基準として示しております3.8という値には、全く到達していないというか、そういう状況でございます。その新聞報

道につきましては、あくまでもヨウ素についての値が多かったということで、県の方も、またこれはマスコミの報道の直接報道を担当した方にも確認しておりますので、現在では、そのヨウ素については、そういう状況にはないということでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 私が聞いたのは、114号線と349号線のその交差点、この付近の状況でありまして、南幼稚園の話ではないんですね。それで、この数字はヨウ素だけではないと思うんですよ。実際、ここで測ったか測らなかったのか、もう一度。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そこの場所そのものでは、まだきちんとした計測はしてございませんでしたので、大至急計測をして、あと報告をしたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） これから調べるということで、また、時間がかかることとなります。それで、この地点は南小学校の通学路になっておりまして、非常にこの問題は大きいものだと思います。その辺のことを考えて、南幼稚園でなくて南小学校ですか、この計測も併せてご報告願いたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの値が高く出たというものは、先ほども申し上げましたが、ヨウ素の値でございました。それで、ただいまご質問のありました南小学校につきましても、南幼稚園とほぼ同じような値でございまして、ただいまここ1週間では1.35の値が同じような値で推移をしているということでございますので、国の基準の3.8には全く到達していないという状況でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 今の値は、確かに空中の値だろうと思うんですね。この土壌の値を聞きたいんですけども、その辺はどうなっているのか。とにかく小学校の通学路、そして子どもたちが生活するわけですので、十分な値を示してほしいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） その349号線と114号線の交差点部分の土壌につきましては、私どもの方ではまだ調査してございませんでしたので、早急に調査するように働きかけながら、後ほど報告できるようにしたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） それでは、これもまた調査をしていないということでありま

すので、教育長の方からじゃお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

南小学校、南幼稚園とも土壌の調査しておりまして、結果出ておりますが、今ちょっと資料を私、下にありますので、後ほどご報告させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） それでは、資料の到達を待ちたいと思います。このホットスポットの数は、今後増え続けるじゃないかなと。細かく調べれば調べるほど出てくるんじゃないかなと思うんです。それで、計画避難区域以外の川俣町旧町内には、ホットスポットは存在するのかどうかお伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ホットスポットについて、探しあぐねるわけでありましてけれども、先ほども9番議員に答弁いたしました。今、川俣町では合計で44か所やっていますのでありますけれども、それらの調査点をもっと細かくやりたいということで答弁申し上げておりますので、もっときめ細かにやりながら、その線量について測って、いわゆるどんな程度で推移しているのか見ることにしていきたいと思っています。高いところ、低いところということで、私ども一番飯舘村との境とか、あるいは山木屋周辺とか、そういったところも重点的にポイント的に測ってはいるのでありますけれども、今のところホットスポットと言われる3.8を超すところはないのが現実であります。ただ、それでは今度こっちの方に来たと言いますか、そういうことも心配されるんじゃないかと今議員の質問聞いて思ったのであります。それについても、町内の方も測っております。ただ、今言われたように、学校についてもいろいろとこれは定期的にやっていますのであります。通学路についても測ることをお話し申し上げましたが、もっときめ細かくやりながら、そのいわゆるそういった放射線量の高いところについては早急に対応を取らなければなりませんので、町といたしましても、そういう調査も増やすことで対応を取っていききたいと思っています。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） それでは、進めたいと思います。現場復旧の作業は大変だと思うんですが、朝道路に立ってみると見るからに歴然と車両にほこりが付いてるんですね。そこが徹底されているのどうかお聞きをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 災害対策にかかる現地での災害対策を終えた車両の洗浄につきましては、これは県の原子力災害対策本部の方の確認ではございますが、原則的にはJビレッジの中で洗浄しまして、その後、スクリーニングを行いまして、基準値を上回ってれば、再度スクリーニングをして、スクリーニングの結果、問題ない値になった段階で、こちらの方に戻ってくるというふうなことで確認をしております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 大変先ほどは失礼いたしました。資料が届きましたので、ご報告申し上げます。去る4月30日に近畿大学に依頼いたしまして、学校等における土壌調査をいたしました結果について、ご報告申し上げます。

南小学校の土壌の放射能でございますが、ヨウ素等は含んでおりませんで、セシウム4,800ベクレルということで積算されております。南幼稚園等についても、同様な数字が計上されております。それでですね、この園庭及び校庭等のヨウ素、あるいはまたセシウムの量につきましては、これ去る4月13日に山木屋小学校で非常に高い土壌のモニタリング調査の結果が出まして、その当時ヨウ素、山木屋小学校の校庭は2万9,944ベクレル、それからセシウムも2万9,115ベクレルということでございました。教育委員会といたしましては非常に驚きまして、朝早く私6時頃、県の原子力対策本部の方に直接お願いをいたして、これで山木屋の子どもたちに問題はないかという問い合わせをいたしましたが、同日、7時45分に原子力安全対策室の主幹であります片寄久巳氏より、山木屋小学校の放射線量2万9,944ベクレル、これはヨウ素でございます。同じく2万9,115ベクレル、これはセシウムについては登下校に支障はない値であると。念のため本日より屋外での活動を制限することが望ましいと回答をもらっておりますので、4月30日現在の川俣幼稚園、それから小学校等のセシウム等の問題については、さほど問題はないと。今後、土壌を削ることによって、更にこの量を減らしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） それで、放射線量をなるべく少なくするんだということで表土の撤去等行われるわけですが、側溝の汚泥対策について、これはかなり広範囲に行わなければならないと思うんですけれども、この点についてお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

側溝にある汚泥、そちらの放射線に対する対策ということでございますが、町では現在、年中行事の中で側溝清掃、あるいは河川清掃といったものを行ってきたわけでございますけれども、これを現在、見合わせておるといふような状況でございます。と申しますのは、こちらを集めたものは、川俣町の場合は伊達市にございます伊達地方衛生処理組合の最終処分場に持ち込むというふうなことになるわけでございますが、こちらの持ち込みについて、現在検討というか、今のところ見合わせてくれというふうなご要請をいただいております。見合わせておるといふような状況があります。そちらの処理について、まだ国からの方針なり、国、県からの方針が提示されておらないものですから見合わせていると。町もよって見合わせざるを得ないという現状でございます。本来年中行事の中で、地域のコミュニティの中でもこういったものをやめるというのはいかなるものかという考え方もあったんで

ございますが、両方判断して見合わせというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） これもめどが立てば実行するというので、早急に実行されるよう望みたいと思います。

それでは、3番に移ります。政府は、畑村洋太郎東大名誉教授をトップに起用し、原発事故調査・検証委員会を立ち上げたということであります。独立性と公開制を保つとしているこれは、国内よりも国外の政府やメディアが一層厳しい目を日本に注ぐだろうと思われまます。この人選によって、政府の姿勢が明らかになり、検証結果さえ相当程度推定できるものであります。要するに、原子力村の人が混入しているかどうか問題なのであって、被告が裁判官を兼ねるようなことは、断じて許されるものではないと思っております。調査、検証にあたっては、事故対応の調査をするのはもちろん重要ですが、なぜ事故を招いたのかを徹底的に検証しなければならない。また、技術的な面や政策の方向については、検証で終わらせてはならない、そのように思っております。この問題は、ほとんどの行政分野に共通するチェック機能の麻痺がもたらした当時構造の欠陥と、いわば必然的に招いた災禍であろうと思うわけでありまますけれども、この点、町長はどのように考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 11番 三浦浩一議員の質問に答弁をいたしますが、これは事故調査の委員の中でのということだと思っておりますけれども、原子力村、先ほど申し上げましたけれども、経済産業省内に推進する側と規制する側が入っていると、そういったものはもう前から指摘されているにもかかわらず、全然改善されていない。私どもはなぜ改善できないのか、そのような質問あましたように、いわゆる原子力村と言われる大きな断層いろいろあるかと思っております。組織的な問題も私にはそこにあるのじゃないかなと思っております。ですから、そういう人災であり、また、天災と言いますか、津波もあったかもしれませんが、しかし、そういう組織的なもので初期対応なり、また、その後の対応については遅れたということについては指摘されているんじゃないかと。ただ、その前にもいわゆる原子力発電所行政に対する取り組み方についても、そういう問題を抱えているのではないかと、そういうようなことが指摘されておりますので、私もその辺についてはまだ短い期間でありますけれども、いろいろとこの中では言われるようなことだなど思う面もありますので、そういったことも含めながら、この被災した町村の代表として、また、福島県の代表として、その辺についてもしっかりと検証する中で訴えていきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） この度の地震は、地震や津波を過小に想定していたのではないかとされるんですね。震度がマグニチュード7.9、津波の高さわずか5.7メ

ートル、これは1938年の塩屋崎沖地震を基準としたものだとされており。これに対して今回の大地震はマグニチュード9.0、津波の高さは14メートル超だったと。福島第1原発海拔約10メートルに位置しているから、最大5.7メートルなら十分しのげるんですが、14メートルの津波ではひとたまりもないわけがあります。元原子力安全委員長の松浦洋次郎氏は、新聞の4月9日、読売新聞ですね、これ。インタビューでこう語っているんですね。津波を考えていなかったわけではないが、予想よりはるかに大きかった。今回と同様の規模の津波が過去にあったと警告する研究者がいるのを知ったのも最近のことだ、と言っているんです。私のような門外漢でも、原発立地に際し、一番に先に調べなくてはならないのは、過去のデータであろうと。この松浦発言には驚くばかりなんですね。大体三陸地方には100年ぐらいに一度はかなりの大津波が来ている。古くは869年の貞観津波、近くは1896年の明治三陸津波などで、30メートルを超えたらしいんですが、平安の大津波はそれより規模が大きかったという記録があります。また、1933年にも昭和三陸津波が襲っている。原発建造に際して、こんなことも知らなかったとすれば、あまりにも無責任だと指摘せざるを得ないわけであります。実は現在の津波の高さの想定は、歴史上最大級の津波を基準としても、必ず合格とは言えないんですね。なぜなら平安や明治の津波と現代の津波では、決定的な違いがあるから。それは、もちろん原発の存在が大きいですね。すなわち明治の津波の跡は、既に消えてはいるんですが、現代の津波による原発事故の災禍は、後世にも及ぶ可能性があり、場合によっては何百年、何千年にも影響を与えかねないことを考えると、東電の想定は甘い想定だったと言わざるを得ません。ちなみに東北電力の女川原発は、今回の約13メートルの津波に対して事故を免れた。津波は想定9.1メートルだったが、余裕を持たせて海拔14.8メートルの高さに原発を建造したからだ。加えて建造に際しては東電と違って、貞観津波はもちろん過去の津波を独自に調査している。東電は、第一原発が海拔10メートルだから、想定津波をそれ以下の5.7メートルにしたとされているが、いかんや移設や改造を避けるための想定数値であった疑いが消えないわけであります。このことについて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 11番 三浦浩一議員の質問でありますけれども、想定外と想定内ということいろいろあったわけでありまして、まあ想定外ということは、今後は許されないというような議論が出されておりました、私どももそうだと思っております。これは想定範囲だった、これは想定外だったということは許されないというのが、今回の検証にあたっては私は大事なことだと思っております。今ありましたように、平安のころからの地震の津波をずうっと追っていくと、そういうふうな大きな地震による津波があったという事実があるわけでありまして、原子力に対する安全、安心神話というのが、あまりにも何というんですかね、浸透したという言葉なんでありまして、そういう中で緩んでいた気持ちがあったんじゃない

かなと、そんな思いでおりますので、そういう恐ろしさですね、これらについてはもう国民全体が私は理解を深めているし、今現在もそれによって不安な日々を送っているわけでありますから、この原子力発電所については、その設置にあたっての、また、それらの対応については本当に原点にかえって検証していかなくちゃならないものと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君）長町は8・29言う言葉はご存知かどうかなんですけども、これは内部告発なんですね。原子力保安委員から内部告発のファックスが届いた。これは8月29日で、2002年のことで、これは広く我々も記憶しているんですけども、この内部告発があったんですね。それには福島第一原発と第二原発の原子炉の故障やひび割れを隠すために東電が点検記録を長年に渡ってごまかしたと記されているわけであって、驚くことに安全保安委員は、この告発を2年も前に受けていながら何の調査も行わず、それどころか告発内容を当事者である東電に横流しをしていたということが判明した。このように、警察と泥棒が一緒に居るようなもので、まるで行政が企業の反社会的行動のため見張り役を勤めているようなことになる。悪行を見て見ぬふりをしているだけではなく、進んで手を貸していたんだというふうなことが言われております。そして今、これは最近の新聞ですけども、今振り返ると昨年6月の東電電源喪失事故、電源系統の安全性を考えるきっかけになったはずだと言っております。全くもって人災なんですね、これは。これについては、いかがお考えでありましょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 11番 三浦浩一議員の質問に答弁をいたします。

2002年8月25日の内部告発等についてのご質問でありますけれども、当時の福島県知事も、そういったことで、それによって知事の下に届いたことによって、原子力発電所のことについて非常に関心を持ち、この危険性について取り組むようになったという話を伺っております。そういったことは、その後ずうっと県の対応を見ておきますと、東電の社長は事故のたびに謝りには来るわけでありますけれども、帰った次の日にはネジが入っていたとか、どこがどうだったということがすぐ新聞に報道される事案がしょっちゅうでありました。ですから、私は、本当にこの体質的に改善されない、改善しないということは、その組織的なことは、いわゆる原子力行政全体も含め、また、そういう発電所そのものの中でもこの縦割り、横割りの中です、そういったことを徹底していない組織的な課題があったのではないかなと思って見て考えさせられたときがありました。今回、このようなことになって、改めてまた、そういったことがおろそかにされてきて今回のことにつながったんじゃないかなと思っておりますので、そのようなことについても、しっかりとこう検証しなくちゃならないと、そのように思っているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 今回の原発事故は、日本という一国間の問題ではなくて、各

国の原子力政策に大きな影響を与える国際問題である。これを日本があいまいに処理すれば、それこそ国際信用が地に落ちる瀬戸際にあることは間違いありません。福島第一原発の安全神話だけでなく、原発のクリーン神話も低コスト神話も打ち砕いたものと思います。もう安全とクリーンと低コストを明確に保障する何かが必要なければ、原発村は急速に進むだろうと思われまふ。原発事故調査・検証委員会には、いかなる偽装も許されない調査、検証に臨む姿勢は、初めに原発ありきではなく、むしろ脱原発もやむを得ないという姿勢で臨むべきと思うんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） エネルギーの基ですね、いわゆる原子力に依存するということについては、これはもう徐々にこれは脱却していかなくちゃならないんじゃないかなという思いであります。脱原発、先ほど答弁申し上げましたが、原発への依存から脱却するということが、今回の事故によって改めてそれが認識されたものと思っておりますので、そういったことも含めて、私ども今回のことについては臨んでいく考えでおります。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 日本における原発54基のうち、既に運転開始から40年を超えた原発が3基あるんですね。駿河、美浜、福島第一、30年から40年経過した原発は16基に上っております。世界で原発を廃炉にした平均年数は22年だそうであります。危険極まりない老朽化原発の延命措置は直ちに中止すべきであろうと思う次第であります。この委員会に選任された川俣町長であります。相当の覚悟で委員を引き受けたんだらうと思っております。言わなきゃならないときは言うんだと、その思いで除名も辞さずの心意気でこれは頑張ってもらいたいと、そう願ってやみません。

2番、福祉センターの使用禁止、そして、取り壊しに伴い使える施設は有効利用すべきとの考えで、以前から申し上げておりましたが、なかなか個人情報等の規制により、実態の把握はできないのが我々の日本であります。執行者は代執行も踏まえたところで、これは決断すべきときじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

平成21年にいろいろと破産管財人が設置されまして、まあ破産財団ということで管理等を行ってまいったわけであますけれども、なかなか手続きの早期完了の観点から破産の方の部分については放棄をしたという経過がございまして、それ以来いろいろと債権者、まあ銀行さんになろうかと思っておりますけれども、いろいろと競売等の動き等もあったような話もあったわけでありましてけれども、実質的にはその競売までは達していなかったと。一部ですね大清水の倉庫の分だけは競売が落札になって正式に決まったというようなお話もいただいたところでありますが、今現在の

川俣精錬跡地につきましては、なかなか買い手等の状況がないと。また、ずうっと今の状況は続いているというようなことで、関係機関の問い合わせを行ったところ、そのようなお話をいただいております、なかなか動き等もないというような状況もありまして、町長答弁申し上げましたが、町といたしましても、やはり現在のところはやはり見守るほかないという状況に今は続いておりますので、是非その辺をご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 建物の現況を見ますと、地震によってシャッターが壊れているんですね。それで、大変近所には騒音がするという事で苦情が来ております。その辺だれが直すんだかというふうなことになるんですけども、そのような苦情があるということは、まず伝えておきたいと思います。ならば、すぐ直していただきたいんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

そのシャッターの壊れている分につきましては、お話もいろいろと銀行さんの方にもさせていただいた経過がございまして、また、いろんなそういう諸条件、またいろんな状況が変わったものについては申し入れをいただいても結構ですというようなお話も、この前問い合わせがあった中でお話を受けておりますので、早速、シャッターの壊れた部分につきましては、そのように銀行さんの方にお話をさせていただいて、対応方について申し入れをしまいたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） どうもありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、1時半から第4研修室におきまして、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今定例会最終日の明日、28日、金曜日は、午後1時から議会運営委員会等を開催し、午後3時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会といたします。

（午後0時01分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 鳴原利光

同 署名議員 高橋道也